

【報告概要】 国際契約法制部会第1報告

「契約」としてのスマートコントラクト

柳田宗彦

スマートコントラクトは明確な定義はないが一般的に、ブロックチェーン上に記録されたコードにおいてあらかじめ決められていた条件に基づいて、あらかじめ定められた資産の移転などの行為を実行すること、を指している。スマートコントラクトという名称から「契約」として扱われることもあるが、法律でいうところの契約として用意されたものではない。そのため、スマートコントラクトは契約であるのか、と問われるとそうである場合もあるし、そうでない場合もあるといえるのであろう。

スマートコントラクトは、わが国の法律とは無関係に設定されており、法律での「契約」にあたるかは無関係であるとはいえるものの、デジタルの世界は世界のどこにでもつながっており、海外のスマートコントラクトがわが国において執行されることが生じてくる。その場合に、わが国の法律から見て、スマートコントラクトは法としての「契約」にあたるかの検討が必要とされるであろう。

英国の法律委員会のスマートコントラクトに関する分析では、スマートコントラクトの中でも特に、法的拘束力のある契約義務を「スマート・リーガル・コントラクト」と呼び、当該コントラクトは英国のコモンローにおいて契約に該当するとしている。スマート・リーガル・コントラクトは、契約上の義務の一部または全てがコンピュータプログラムによって自動的に実行されること（「自動性」）があることと、契約が法的に執行可能であることを要件として定義している。

また、米国ではブロックチェーン上のスマートコントラクトに対して、法的に有効であることを明確にする州法が制定されている。

これらの動きは、デジタルが現実の世界においても影響を及ぼしていることから、法律の観点からの契約に該当するかを明確にすることが求められてきていることを示すものであろう。

本報告では、デジタル世界におけるスマートコントラクトの法としての「契約」に該当するかについて検討することとした。

以上